

県立高等学校（全日制）の望ましい規模と配置

（県立高等学校教育改革第三次実施計画より抜粋）

【基本的な方向性】

少子化にあっても、多様で活力ある教育活動を維持するために、

・普通科・総合学科で1学年6～8学級

・職業学科の単独校で1学年3学級以上の望ましい規模となるよう、原則、発展的統合によりその規模を確保し、配置を検討する。

その際、計画期間の令和12（2030）年度までの国公立中学校卒業生数を踏まえつつ、公立高等学校において、必要な学級数確保することを基本とする。

一方、発展的統合を行わず現行の規模等を維持する学校の中で、1学年1学級となった学校においては、入学者が生徒定員の2分の1（20人）に満たない状況が2年続き、その後も生徒数の増加が見込めない場合は、原則として募集を停止する。

その際、近隣校への通学が困難となる地域に居住する生徒への配慮が必要な場合は、市町教育委員会等の協力も得ながら、通学支援を併せて検討する。

【具体的な進め方】

- 1 発展的統合を行う学校数は、令和7（2025）年度に7組16校、令和10（2028）年度に6組12校とする。

発展的統合は、中学校生徒の進路選択の時期等に配慮する観点から、概ね3年前に公表する。その後、関係校の教職員及び県教育委員会で構成する委員会等を設置し、発展的統合後も存続する学校又は新設する学校が特色ある学校となるよう、設置する学科や特色類型、教育課程の研究など、発展的統合に関する準備を行う。

なお、発展的統合により使用しなくなった校舎等については、地域コミュニティの生涯学習のために利用することなどについて、関係部局及び市町とも協議・調整を図る。

- 2 地域における学校・学科の配置状況等、地域の特性を踏まえ、発展的統合を現時点では行わないとした望ましい規模に満たない学校については、将来の生徒数の動向を見据え、地域の支援を得ながら存続する可能性、もしくは、新たに発展的統合を行う可能性について、市町教育委員会等と引き続き協議していく。

【学区ごとの進め方】

第2学区（阪神地域、丹有地域）

【現状】

- 令和3（2021）年3月の国公立中学校卒業生数は13,277人で、平成元（1989）年3月（24,850人）の53.4%。令和12（2030）年3月には、さらに807人の減少見込。
- 令和4年（2022）年度の県立高等学校数は34校で、1学年の平均学級数は5.8学級であり、望ましい規模に満たない高等学校が、普通科・総合学科で8校、職業科の単独校で1校の計9校。

【年次計画】

年度	令和7（2025）年度実施	令和10（2028）年度実施
令和4（2022）	発展的統合対象校の公表	
令和5（2023）		
令和6（2024）		
令和7（2024）	発展的統合の実施 ・阪神地域で、1組2校	<u>発展的統合対象校を公表</u> <u>令和10（2028）年4月：発展的統合の実施</u> ・阪神地域で1組2校 ・ 丹有地域で2組4校
令和8（2025）		